

■新一般廃棄物処理施設の整備

令和6年度予算額 1,999百万円

新一般廃棄物処理施設整備運営事業を実施しています。

1.事業目的

政府が平成25年5月に閣議決定した新一般廃棄物処理場整備計画では、従来の「3R」の推進に加え東日本大震災の教訓を踏まえ大規模災害に備えて、広域圏での処理体制を構築し各施設が備える能力を発揮できるよう備えておくことが必要であるとして、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行いシステムの強化を確保することとしている。センターとして国の方針を具現化していく必要があることから、令和11年4月まで稼働することが決められているごみ処理施設の移転計画として定めた「施設整備に関する基本方針」に基づき実施するものである。

- ①地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備
- ②複数の施設間を連携した総合的廃棄物処理施設を構築
- ③施設集約型(一極集中)による相互メリットを活かす

2.新施設の基本概念（コンセプト）

1.環境保全に配慮した安心な施設

2.安全で安定的な稼働ができる施設

3.環境型社会形成に貢献できる施設

4.市民に親しまれる施設

5.経済性に配慮した施設



3.新施設の特徴

施設の一極集中

新施設では、各地に点在していた施設を一箇所に集約します。同一敷地内に各施設を一極整備することにより、一般廃棄物（ごみ、し尿等）の処理を施設間で連携させ、総合的な廃棄物処理システムを構築し、効率的な施設整備を図ることで、コスト削減につなげます。

二酸化炭素の削減

新たに整備する施設は、同一敷地内に一括事業として整備を行います。熱回収施設はバイオガス化施設を併設することにより、生ごみ等を発酵させ、メタンガスとしてより効率よくエネルギーを回収し、CO₂の大幅な削減、環境負荷の低減を図ります。

エネルギー利活用計画

ごみの焼却により発生する熱及びバイオガスは主に発電に利用します。電力は施設内での利用を優先し、余剰電力分は売電により収益を運営費に充当します。将来は他の公共施設等への供給、非常時の電力供給等次世代へつながる利活用をします。発電以外にも余熱を利用し、場内スロープのロードヒーティングを整備します。また、将来に向け、場外への温水供給も可能となります。

4.新たに整備する施設

熱回収施設(焼却施設)

【処理能力】124t/24h
可燃ごみや可燃性粗大ごみ等を焼却処理し、発電・余熱の回収を行う施設
※現在のクリスタルプラザ、伊香クリーンプラザが移転

熱回収施設(バイオガス化施設)

【処理能力】25t/24h
可燃ごみ中に含まれる生ごみ・紙類等をメタン発酵により適正に処理する施設

リサイクル施設

【処理能力】21t/5h
不燃ごみ・粗大ごみの破碎・選別、有価物を回収する施設
※現在のクリーンプラント、伊香クリーンプラザが移転

汚泥再生処理センター

【処理能力】83kl/24h
し尿や浄化槽汚泥を汚泥分と水分に分離し、排水を生物処理して下水道へ放流し、処理工程で発生した汚泥を助燃剤化する施設
※現在の第1プラントが移転

汚泥再生処理センター 令和7年10月利用開始
※現在の第1プラントが移転

熱回収施設 令和10年4月利用開始
※現在のクリスタルプラザ、伊香クリーンプラザが移転

リサイクル施設 令和10年4月利用開始
※現在のクリーンプラント、伊香クリーンプラザが移転

5.事業スケジュール

年度	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
全 体	用地造成						
汚泥再生処理センター	実施設計	工事着工	建設工事	試運転	運用開始	運営管理(20.5年)	
熱回収施設	実施設計	工事着工	建設工事	試運転	運用開始	運営管理(18年)	
リサイクル施設	実施設計	工事着工	建設工事	試運転	運用開始	運営管理(18年)	
現焼却施設解体撤去							解体撤去工事